

省エネ適判を受けた建築物の完了検査について

一般財団法人茨城県建築センター



○完了検査について

完了検査では、省エネ適合性判定に要した図書通どおりに施工されていることを、工事監理の実施状況の確認や現地検査により確認を行います。

完了検査申請時に提出をお願いする書類

◆省エネ基準工事監理報告書

※建設地の特定行政庁が規則・細則にて様式を定めている場合は、その様式でご提出願います。

◆軽微な変更がある場合：下記 表 1 の書類

検査時に現地にてご提出いただく書類

◆工事監理者が確認した書類（例：設備機器の納入仕様書など性能値が確認できる書類）

○省エネ計画に変更が生じた場合

建物用途の変更など計画の根本的な変更は省エネ適合性判定の計画変更の手続きが必要となりますが、その他の変更は 軽微な変更（表 1 参照） の手続きをお願いします。

表 1

変更内容		完了検査申請に併せて提出する書類	手数料
ルート A	省エネ性能が向上する変更	・建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書 ・添付図書	—
ルート B	一定範囲内の省エネ性能が低下する変更		完了検査申請手数料に加算
ルート C	再計算によって基準適合が明らかな変更	・建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書 ・添付図書 ・軽微変更該当証明書 (登録省エネ判定機関（当センター）より交付を受けてください)	「軽微変更該当証明書」の申請手数料

※軽微な変更該当する場合は、完了検査申請書第三面【10. 確認以降の軽微な変更の概要】欄に変更の概要を記入してください。



省エネ計画に変更が生じた場合は、早めにご相談ください